

ID: 192

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	測量標識移転の承認		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第34条の2第2項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
【基準】 法第34条の2の規定による。 (測量のための標識の設置) 第34条の2 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。 2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日